

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び所在地

株式会社ニチイ学館

代表取締役 森 信介

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

2. 指名停止期間

令和4年11月9日 ～ 令和5年1月8日（2か月）

3. 事実概要

公正取引委員会は、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注した医事業務の入札等の参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

4. 指名停止措置理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第11号口に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
11 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 県内の他の公共機関の職員	2か月以上9か月以内
ロ 県外の他の公共機関の職員	1か月以上9か月以内